

議員提案第 1 号

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例の制定について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第1項の規定により提出する。

令和7年3月18日

尾張旭市議会議長 殿

提出者 山下 幹雄
賛成者 勝股 修二

提案理由

この案を提出するのは、中学校給食費における保護者負担の上昇を抑制するために、議員の報酬月額を削減し、市民代表である市議会議員の政治姿勢において次世代及び子育て家庭支援を目に見える形で表すため必要があるからである。

尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に係る議会の議員の議員報酬月額は、尾張旭市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成16年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条各号に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、条例第6条第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、条例第2条各号に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。